南部町子ども・子育て支援事業計画(概要版)

計画策定の趣旨は?



【計画策定の趣旨】

少子化が進む中で、全国的に子ども・子育て支援が質・量ともに不足し、子育ての孤立感と負担感の増加、 深刻な待機児童問題等に対応するため、平成 27 年度から子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援新制度が始まりました。

これにより、国と地方公共団体の責務が明確化され、市町村は、地域のニーズに基づき、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的、計画的に行うこととなりました。

【計画の位置づけ】

南部町は、この法律に基づき、南部町次世代育成支援行動計画の流れを踏襲するとともに新たな子ども・子育て支援の総合的な計画を策定しました。

この計画は、次世代育成支援対策推進法の規定に基づく市町村行動計画(後期計画)を引き継ぐ計画として、その成果と課題を踏まえながら、南部町における子ども・子育てを支援する方向性や目標及び具体的な施策と事業を示すものです。

【計画の点検・評価】

この計画は、平成27年度~平成31年度までの5年間の計画として策定するもので、子ども・子育て支援 法に基づき設置した南部町子ども・子育て会議において、継続的に実施状況の点検と評価を行い、その内容 をホームページ等で公表します。

計画でめざす姿は?



地域の宝である子どもたちが、自然豊かなこの南部町でのびのびと心も豊かに育ち、ふるさととなるこの 地を愛し、誇りを持てるような町づくりをめざし、「心豊かでふるさと愛すなんぶっ子」をめざす姿に掲げ、 本町の子ども・子育て支援を推進するものとします。

心豊かでふるさと愛すなんぶっ子

家庭の子育て 父ちゃん頑張れ! 母ちゃん頑張れ!

地域の子育て 子どもは地域の宝 地域で子育て南部町 子育て環境 ふるさと 子育て環境整備

【基本目標の7つの柱】

- 1. 地域における子育て支援
- 2. 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進
- 3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- 4. 子育てを支援する生活環境の整備
- 5. 仕事と家庭の両立
- 6. 子ども等の安全確保
- 7. 要保護児童への対応



どんなことに取り組むの?



基本目標と具体施策

1. 地域における子育で支援

- (1) 地域における子育て支援サービスの充実
- (2) 保育サービスの充実
- (3)地域における子育て支援のネットワークづくり
- (4) 子どもの育ちを地域で支える環境づくり

2. 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

- (1) 母子保健事業と子どもの健康づくり事業
- (2)食育の推進
- (3) 思春期保健対策の充実

3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- (1) 次代の親の育成
- (2) 地域とともに歩む幼児期の教育・学校教育の推進
- (3) 地域と連携した家庭教育の推進

4. 子育てを支援する生活環境の整備

- (1) 子育てにとって良好な居住環境の整備
- (2) 安心して外出できる環境の整備

5. 仕事と家庭の両立

- (1) 仕事と子育ての両立の推進
- (2) 多様な働き方の実現と働き方の見直し

6. 子ども等の安全確保

- (1) 交通安全教育の推進
- (2) 犯罪被害から守るための活動推進

7. 要保護児童への対応

- (1)児童虐待防止対策の充実
- (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進
- (3) 障がい児施策の充実

どのくらいの利用を見込んでいるの?



教育・保育等の提供区域の設定

この計画では、利用者の細かなニーズに柔軟に対応できることや施設・事業の特性等を配慮し、町全体を1つの区域として設定し、区域ごとに教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量を見込み、その確保に努めていくこととしています。

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

	事業			平成 27 年度	平成 31 年度
妆 芬 . /□芬		3 号認定	○歳~2歳児	148人	145人
	教育•保育	1号•2号認定	3歳~就学前	240人	222人
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業			2か所	2 か所
	地域子育て支援拠点事業			2,532 人	2,448 人
	妊婦健康診査			938 🗆	896 🗆
	乳児家庭全戸訪問事業			67件	65 件
	養育支援訪問事業その他地域支援児童、要保護児童等の支援に資する事業			3件	5件
	子育て短期支援事業(ショートステイ事業)			2人	2人
	ファミリー・サポート・センター事業			25人	22人
	一時預かり事業			165人	152人
	延長保育事業			117人	108人
	病児保育事業			544 人	501人
	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)			124人	117人

※上記の表の中で、教育・保育の 1 号認定、3 号認定、3 号認定の区分は次のとおりです。

区分	対象者	主な利用先				
1号認定	3 歳~就学前のお子さんで保育を必要とせず、教育のみを希望する方	認定こども園、幼稚園				
2号認定	3 歳~就学前のお子さんで保護者の就労や病気などの理由で家庭において必要な保育を受けることが難しい方	保育園、認定こども園				
3号認定	3 歳未満のお子さんで、保護者の就労や病気などの理由で、家庭において必要な保育を受けることが難しい方	保育園、認定こども園				

南部町役場健康福祉課 〒683-0323 鳥取県西伯郡南部町倭 482 番地 南部町健康管理センターすこやか 電話 (0859) 66-5524 FAX (0859) 66-5523 南部町ホームページ http://www.town.nanbu.tottori.jp/